

1 | 配当金の口座振込制度のご案内

配当金は、ご指定の口座でお受け取りいただけます。一度ご指定いただきますと、以後、配当金は支払開始日にご指定の口座へ自動的に振り込まれ、配当金領収証の紛失やお受け取り忘れ等がなく、**安全、確実、迅速に配当金をお受け取りいただけます。ぜひ、この機会に口座振込のお手続きをしていただくことをお勧めします。**口座振込のお手続きについては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。口座振込制度には、次の方法があり、いずれかを指定することができます。

- ① **銀行預貯金口座への振込**
- ② **「登録配当金受領口座方式」での受け取り**
(株主さまが保有する全ての銘柄の配当金を、株主さまが指定する一つの預貯金口座で受け取る方法)
- ③ **「株式数比例配分方式」での受け取り**
(株主さまの株式を管理する証券会社等の口座管理機関ごとに、株式数に応じて配当金を受け取る方法)

(注) 1. (他の銘柄を含めて)特別口座の株式を保有されている場合には、③の方法はご指定いただけません。
2. NISA口座の株式の配当金等を非課税にするためには、③の方法をご指定いただく必要があります。
3. ①および②の振込口座に、ゆうちょ銀行の口座をご指定いただけます。
4. 配当金領収証の払渡期間が経過していても、支払開始の日から10年以内であれば、三井住友信託銀行株式会社において配当金をお受け取りいただけます。

2 | 株主総会資料の電子提供制度について

株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告等）の電子提供制度が開始され、当社では、書面交付請求をいただいた株主さまを除き、議決権を有する株主さまに株主総会資料を掲載するウェブサイトへのアクセス方法等を記載した招集ご通知と議案について記載した株主総会参考書類を、議決権行使書用紙とともにお送りしております。

書面交付請求をされていない株主さまで、株主総会資料（事業報告等）を書面で受領することをご希望の株主さまは、「書面交付請求」を株主総会の基準日（3月31日）までに行っていただく必要があります。

書面交付請求のお手続きは、お取引の証券会社等の口座管理機関または株主名簿管理人にお問い合わせください。

(注) 1. 一連のお手続きには手数料がかかる場合があります。
2. 書面交付請求は一定期間経過後に当社の催告により失効することがあり、その場合は再度お手続きをしていただく必要があります。

3 | 単元未満株式の買取請求・買増請求のご案内


証券取引所での株式の売買単位は単元株式数とされており、単元未満株式（100株未満の株式）は証券取引所で売買することができませんので、単元未満株式の買取請求制度・買増請求制度をご利用ください（手数料無料）。


買取請求制度とは 株主さまが単元未満株式を、当社に対して時価で売り渡す制度です。

買増請求制度とは 証券取引所での売却が可能となるように、株主さまが単元未満株式を一単元の株式にするために必要な株式を、当社から株主さまに時価で売り渡す制度です。

- (注) 1. 単元未満株式の買取請求・買増請求は、特別口座（株券電子化までに株券を証券会社等に預け入れていない株主さまの権利を保護するため、当社が三井住友信託銀行株式会社に開設した口座）の株式についても、証券会社等の口座に移し替えることなく行うことができます。
2. 当社は、単元未満株式の買取請求・買増請求に係る手数料を無料としておりますが、証券会社等の口座管理機関が手数料を定めている場合があります。

上記の手続の詳細の
お問い合わせ先

【上記1および3について】
証券会社等の口座の株式：お取引の証券会社等の口座管理機関
特別口座の株式：三井住友信託銀行株式会社
証券代行部（ 0120-782-031）
（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）


【上記2について】
お取引の証券会社等の口座管理機関
または三井住友信託銀行株式会社
証券代行部（ 0120-533-600）
（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
基準日 定時株主総会 3月31日 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日

定時株主総会開催月 6月

株主名簿管理人および特別口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社
（同連絡先）三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031
（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

公告の方法

電子公告（公告掲載アドレス <https://www.osakagas.co.jp/index.html>）

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。